

関係府省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	関係府省庁
914	保育所入所要件の見直し	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項、第39条 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条	子ども・子育て関連3法の本格施行時期は、消費税10%引き上げ時期（平成27年10月）を踏まえた上で政令で定めることとされている。	<p>〔第13次提案等に対する対応方針（平成20年10月23日）〕 保育所の「保育に欠ける」という入所要件の見直しについて、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で総合的な検討を行い、平成20年中に結論を得る。</p> <p>〔第14次提案等に対する対応方針（平成21年2月27日）〕 平成20年12月16日の社会保障審議会少子化対策特別部会において、第1次報告（案）を提示しており、保育の必要性の判断に関しては、専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障する方向で検討、また、人口減少地域の実情に応じた保育所の機能のあり方について、さらに検討すること等が盛り込まれているところ。 本報告書案については、平成21年の早い時期に、保育事業者等で構成する検討会での議論を経た上で、同部会でのとりまとめを目指す方向となっている。</p> <p>〔第15次提案等に対する対応方針（平成21年11月12日）〕 平成21年2月24日の社会保障審議会少子化対策特別部会において、第1次報告が取りまとめられ、保育の必要性の判断に関しては、専業主婦家庭にも一定量の一時預かりを保障する方向で検討すること、また、人口減少地域の実情に応じた保育所の機能のあり方について、さらに検討すること等が盛り込まれたところ。 今後、この第1次報告に基づき、さらに詳細な検討を進めるため、少子化対策特別部会の下に保育第一専門委員会及び保育第二専門委員会を設置したところであり、これらの議論を踏まえて、必要な制度改革等を行っていく。 なお、この新たな制度体系の構築については、平成20年12月24日に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」の工程表においても、少子化対策の柱立ての中で位置づけられ、2010年代前半の実施に向け、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進めることとされている。</p>	検討中	<p>「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行う「子ども・子育て新システム検討会議」が設置された。また、平成22年9月に同会議の下に3つのワーキングチームを立ち上げ、その中で保育に欠ける要件の見直しなど、利用者本位の保育制度構築に向け、平成24年2月までに計35回にわたるワーキングチームを開催し、具体的な検討を進めてきた。</p> <p>平成24年3月少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等が決定された。これに基づき「子ども・子育て新システム法案骨子」を定め、平成24年3月、「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を閣議決定し、税制抜本改革とともに国会に提出した。</p> <p>その後、衆議院での修正等を受けた法案が、平成24年8月10日に可決成立した。</p> <p>成立した法案では、例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとすることにした。具体的な認定の基準等については、平成25年4月に設置される子ども・子育て会議の議論を経て結論を得ることにしており、子ども・子育て関連3法の本格施行において実施することとしている。</p> <p>※子ども・子育て関連3法の本格施行時期は、消費税率10%引き上げ時期（平成27年10月）を踏まえた上で政令で定めることとされている。</p>	厚生労働省